

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に係る事務一覧

1 処理する市町村が拡大する事務（3事務）

No.	事務の名称	根拠法等	令和8年度 拡大予定市町村	埼玉県権限移譲方針による移譲の目安 (法令に基づいて移譲されている市)	拡大後移譲市町村数 (法令移譲を含む)
1	農地転用の許可等	農地法	行田市	市町村 (蓮田市)	7市 (8市)
2	雨水浸透阻害行為の許可等	特定都市河川浸水被害対策法	幸手市、伊奈町	特定都市河川指定流域内の市町村 (指定都市・中核市)	13市3町 (16市3町)
3	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可等（都市計画法の開発許可を受けた工事に係る宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく中間検査等に限る）	宅地造成及び特定盛土等規制法	宮代町	開発行為の許可が移譲済みの市町 ※県が都市計画法の開発許可権限を有する市町村を除く (指定都市・中核市)	20市5町 (24市5町)